

湯浅町告示第 144 号

湯浅町移住支援金事業実施要綱を次のように定め、告示する。

令和 6 年 1 1 月 8 日

湯浅町長 上山 章善

湯浅町移住支援金事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、湯浅町（以下「本町」という。）内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、和歌山県と共同して行う移住支援事業において、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「東京圏」という。）から住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条第 1 項に規定する転入（以下「移住」という。）を行った者が、湯浅町移住支援金事業（以下「本事業」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとし、支援金の交付については、和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業、移住支援事業及び地方就学支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。

(交付の対象者)

第 2 条 支援金の交付を受けることができる者は、申請時において、次の（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）又は（4）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（5）の要件を満たす者とする。

（1） 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）（以下「条件不利地域」という。）以外の地域に在住し、東京 23 区内の大学等へ通学し、及び東京 23 区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を含め、移住元に在住していた期間として算定することができる。

ア 移住した日の前日まで 10 年間のうち通算 5 年以上、東京 23 区

に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者、法人役員又は個人事業主として東京 23 区内への通勤をしていたこと。

イ 移住した日の前日まで連続して1年以上、東京 23 区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。この場合において、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

② 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

イ 本町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

③ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本国籍を有していること又は日本国籍を有しない者であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他町長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 一般の場合 次の掲げる全てに該当すること。

ア 勤務地が和歌山県内に所在すること。

イ 和歌山県が移住支援金の対象として和歌山県マッチング支援事業における和歌山県就活支援サイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している求人による就業であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

オ マッチングサイトに掲載している求人への応募日が、マッチングサイトの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該就業先に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張及び研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

② 専門人材（国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的

人材マッチング事業を利用して就業した者をいう。)の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が和歌山県内に所在すること。

イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 か月以上在職していること。

ウ 当該就業先に、支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張及び研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思による移住であって、移住先を生活の本拠とし、かつ、移住元での業務を引き続き行うこと。

② 国が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていないこと。

(4) 起業に関する要件 和歌山県起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けてから 1 年以内であること。

(5) 世帯に関する要件 次に掲げる全ての事項に該当すること。

① 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

② 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

③ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後 1 年以内であること。

(交付金額)

第 3 条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、18 歳未満の世帯員を帯同して移住するときは、18 歳未満の者 1 人につき 100 万円を加算する。

(1) 単身での申請の場合 60 万円

(2) 2 人以上の世帯での申請の場合 100 万円

(交付申請)

第 4 条 支援金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、湯浅町移住支援金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に

提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 移住に関する書類として次に掲げる全ての書類
 - ① 移住元の住民票の除票又は移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類
 - ② 移住先の住民票の写し
 - ③ 就業証明書、退職証明書、離職票及びその他の移住元での在勤地、就業期間、雇用保険の加入状況等を確認できる書類（東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内へ通勤していた者に限る。）
 - ④ 第 2 条第 1 号①ただし書に該当する者については、卒業証明書等、在学期間や卒業校を確認できる書類
- (3) 第 2 条第 2 号に該当する者にあつては、移住支援事業に係る就業証明書（様式第 2 号）
- (4) 第 2 条第 3 号に該当する者にあつては、移住支援事業に係る就業証明書（テレワーク用）（様式第 3 号）
- (5) 第 2 条第 4 号に該当する者にあつては、起業支援金の交付決定通知書の写し
- (6) 前条第 2 号に掲げる場合に該当するときにあつては、次に掲げる全ての書類
 - ① 申請者を含む 2 人以上の世帯員に係る移住元の住民票の除票及び移住先の住民票の写し、その他これらの者が移住元において同一世帯に属し、かつ、移住先において同一世帯に属していることが確認できる書類
 - ② 支援金の対象となる世帯での移住に係る世帯員全員の移住先の住民票の写し
- (6) 申請者を含む世帯員全員の直近 1 年分の市町村税の滞納がないことを証明する書類
- (7) 湯浅町移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第 4 号）
- (8) その他町長が必要とする書類
(交付の決定)

第 5 条 町長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに湯浅町移住支援金交付決定通知書（様式第 5 号）により、当該申請者に通知する。

2 町長は、審査の結果により支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合は

湯浅町移住支援金不交付決定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知する。

（交付請求及び支払い）

第 6 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた者が支援金の交付を受けようとする場合は、湯浅町移住支援金交付請求書（様式第 7 号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があった場合は、当該請求者に支援金を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第 7 条 町長は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するために必要があると認める場合は、本事業に関する報告及び立入調査を求めるものとする。

（返還請求）

第 8 条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、湯浅町移住支援金返還請求書（様式第 8 号）により支援金の返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は、この限りではない。

（1）全額の返還

- ① 虚偽の申請をした場合
- ② 支援金の申請日から 3 年未満の間に本町から転出した場合
- ③ 支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ④ 県実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合
- ⑤ 前条の規定による報告及び立入調査に応じない場合

（2）半額の返還

支援金の申請日から 3 年以上 5 年未満に本町から転出した場合

2 前項の規定により支援金の返還を請求された者は、同項ただし書きの場合を除き、速やかに当該請求に基づいて支援金を返還しなければならない。

（その他）

第 9 条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。